

徹底した分別で

さらなるごみ減量を

私たちの日常生活では、野菜くずや包装紙、レジ袋、空き缶など、さまざまなごみや資源が毎日出てきます。

多種多様なごみの処理には費用がかかることや、市内に最終処分場がないことから、市では、平成7年度から指定ごみ袋制度の導入や分別の徹底、集団資源回収の実施など、ごみ出しのルールを改正し、市民の皆さんの協力を得ながら、ごみ成長ゼロを目指し、ごみ減量に取り組んでいます。

ごみ減量は身近なところでも

20年1月現在、可燃ごみと不燃ごみ、粗大ごみを合わせた収集ごみは、皆さんのご協力のもと、前年の同時期に比べ、1・22パーセント減少しています。

ごみ減量は、私たちの身近な暮らしの中から実行できますので、引き続きご協力をお願いします。

例えば、生ごみはたくさんのお水が含まれています。水切りネットなどを使って水を切ると、約1割の減量が可能です。

また、買い物の際は、買い物袋

などを持参し、中くらいのレジ袋1枚をもらわないだけでも、約10グラムのごみが減量になります。

ほかに、①使い捨て商品の使用は控える、②ティッシュよりも布きんや雑きんを利用する、③不燃な包装は断る、④ペットボトルなどの飲料を購入するよりも水筒を持参する、⑤リサイクルされた商品を選ぶようにするなど、ちょっとした工夫で、ごみを減らして資源の有効利用ができます。

ごみ出しはルールを守って

ごみ減量の基本は、徹底した分別です。指定ごみ袋に入れる前に、不燃物の素材を確認することが、分別の徹底につながります。

市では、分別の方法をはじめ、ごみや資源の出し方、ごみ減量に関する諸制度などをまとめた「ごみの出し方・資源の出し方」という冊子を、毎年皆さんにお配りしています。冊子を活用していただき、それでも不明な点は、地域の廃棄物減量等推進員や清掃計画課、清掃第一課、関宿クリーンセンターへお問い合わせください。

《ごみの出し方》

◆2か所を縛ってから

指定ごみ袋は、皆さんの要望に応じて、平成15年度から取っ手付きのものに変更しました。

集積所に出すときは、最初にベロ（取っ手の間の出っ張り）をしばり、さらに、取っ手自体を縛って、袋の中身が出ないようにしてください。粘着テープやひもで袋の口を止めたり、同じ大きさの黒や青の有色ポリ袋を重ね、中にごみを入れて、中身を見せない状態で集積所に出すことは、ルール違反となります。



ベロと取っ手をしばって散乱を防止

◆記名で責任のあるごみ出しを

ごみ出しには、「分別」「場所」「時間」などのルールがあります。ルールを守り、一人ひとりが責任を持ってごみ出しをしていただくために、指定ごみ袋には氏名（フルネーム）を記入してください。

◆在宅医療廃棄物は直接搬入を

また、在宅医療の普及に伴い、注射器や点滴バッグなどの医療廃

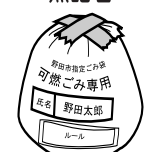
《ルール違反のごみ出し例》



有色ポリ袋を重ねる



無記名



粘着テープによる口止め



袋全体をひもでくくる

棄物が、一般家庭からも多く排出されるようになりましたが、在宅医療廃棄物は、衛生上の問題から、市では、平成15年から、可燃ごみとして取り扱い焼却しています。

しかし、医療ごみが不燃ごみとして出されたり、注射針などが入れた空き缶・ペットボトルなどが資源回収に出される場合があります。選別する際に、針刺し事故などを起こす原因となっています。

在宅医療廃棄物を処分したい方は、最初に登録が必要ですので、清掃第一課か関宿クリーンセンターに連絡してください。処理できる在宅医療ごみは、使用済みの糖尿病用自己注射器や注射針、使用済みの透析液バッグ類、人工肛門・人工膀胱を保有する方が使用した補助具類です。

《資源の出し方》

資源回収は、ごみ減量に大きな効果を得られます。家庭内で不用になったものを処分する場合には、まず、資源回収の対象品でないか

をよくチェックしてください。特に、さまざまな素材が使われ、加工が行われている紙類や繊維類は、ごみと資源の区別を間違えやすいので注意が必要です。

◆トイレトペーパーの芯も資源
資源回収で圧倒的に多い紙類は、トイレトペーパーや再生紙などに生まれ変わります。リサイクルは、再生品を使って初めて成り立つ制度となりますので、再生品の積極的な利用をお願いします。

例えば、トイレトペーパーの芯や名刺なども、紙類として資源回収の対象です。

また、ビニールがついたままのボックスティッシュの箱や窓あき封筒は、ビニールを外し、資源回収に出してください。

一方、ビニールコーティングされたダイレクトメールのはがきなどは可燃ごみになります。

◆衣類は洗濯してから

回収した繊維類は、ほとんどが衣類として再利用されています。衣類を資源回収に出す場合は、